

熊本県休業要請協力金 申請要領

令和2年5月1日

1 趣旨

熊本県は、令和2年4月21日に新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的として、事業者に対する施設の使用停止の要請及び依頼（以下「休業要請等」という。）を行ったことに伴い、休業要請等に全面的に協力した中小企業者等に対して、熊本県休業要請協力金（以下「協力金」という。）を交付します。

2 交付額

協力金の交付額は、1事業者当たり一律10万円とします。

3 申請要件

協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす方とします。なお、複数の施設を営業している事業者であっても、1事業者当たり一律10万円とします。

- (1) 熊本県内で休業要請等の対象施設（別表1）を運営する中小企業者等（個人事業主を含む。）であること。
- (2) 休業要請等を実施（令和2年4月21日）する以前から、休業要請等の対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、当該施設を運営していること。
- (3) 休業要請等期間（令和2年4月22日から5月6日まで）の全てにわたって休業したこと。ただし、仕入先等関係者との調整、従業員の配置調整その他正当な理由により同期間の全てにわたって休業することが困難であった者については、遅くとも令和2年4月25日から休業を開始し、同年5月6日まで全て休業した場合に限り交付対象とする。
- (4) 暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当する中小企業者等ではないこと。

4 申請手続き等

(1) 問い合わせ先

熊本県商工政策課 休業要請協力金 専用相談窓口（コールセンター）

電話番号：096-333-2828

受付時間：9：00～19：00（土曜日、日曜日及び祝日も開設）

(2) 申請書類

次の申請書類を全て提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却は致しません。

- 申請書（様式1）
- 誓約書（様式2）
- 休業要請期間より前の営業実態が確認できる書類
（原則として税務署の受付印又は電子申告の受信通知のある確定申告書の写し）
- 休業状況が確認できる書類
（休業期間を告知している店頭ポスターの写し、ホームページの写しなど）
- 口座番号（※原則、申請者名義）が確認できる書類
（通帳の写し、キャッシュカードの写しなど）

(3) 申請書類の取得方法

次の方法にて、申請書及び誓約書の様式を入手することができます。

- 熊本県庁行政棟本館1階 情報プラザで配布
- 熊本県庁のホームページからダウンロード
- 熊本県広域本部振興課、熊本県地域振興局総務振興課（別表2）で配布
- 各市町村の所定の窓口（別表3）で配布

なお、熊本県広域本部振興課、熊本県地域振興局総務振興課及び各市町村役場の所定の窓口においては、5月11日（月）以降、順次用意します。

(4) 申請受付期間

令和2年5月7日（木）から令和2年6月30日（火）まで（予定）

(5) 申請方法

申請書類を次の宛先に郵送してください。なお、持参による申請は、感染防止の観点から原則として受け付けておりません。令和2年6月30日（火）の消印有効です。

<宛先>

〒862-8570

熊本県商工政策課 休業要請協力金係（※住所記載不要）

(6) 交付

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、交付の通知を行うとともに、速やかに協力金を交付します。

なお、審査の結果、協力金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知を発送いたします。

5 その他

- (1) 協力金の交付後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消すとともに、協力金の返金を求めます。
- (2) 申請内容に不正が発覚するなど、知事が必要と認めた場合、事業者名、対象施設などの情報を公表することがあります。

別表 1

種類	施設	備考	
遊興施設等	キャバレー	特措法の規定による協力要請	
	ナイトクラブ		
	ダンスホール		
	スナック		
	バー		
	ダーツバー		
	パブ		
	ストリップ劇場		
	ヌードスタジオ		
	個室付浴場業に係る公衆浴場		
	のぞき劇場		
	その他性風俗店		
	個室ビデオ店		
	ネットカフェ		
	漫画喫茶		
	カラオケボックス		
	ライブハウス		
	勝馬投票券発売所		
場外車券売場			
競艇場外発売場			
射的場			
大学・学習塾等	大学	床面積の合計が 1,000 m ² を超える場合特措法の規定による協力要請	
	専修学校・各種学校		
	高等専修学校		
	専門学校		
	学習塾		○床面積の合計が 1,000 m ² 以下の場合特措法によらない協力依頼
	英会話教室		
	インターナショナルスクール		

	日本語学校・外国語学校	※床面積の合計が 100 m ² 以下の施設については、基本的に要請対象としないが、適切な感染防止対策を施した上で営業をして下さい。		
	そろばん教室			
	バレエ教室			
	囲碁・将棋教室			
	音楽教室			
	自動車教習所		※オンライン授業、家庭教師は対象外	
	生け花・茶道・書道・絵画教室			
	体操教室			
学校 (上記を除く)	幼稚園	特措法による協力要請		
	小学校			
	中学校			
	義務教育学校			
	高等学校			
	高等専門学校			
	中等教育学校			
特別支援学校	※預かり保育等の提供を通じて、医療従事者やひとり親家庭など、保育を必要とする園児や児童等の居場所確保の取組みを継続する。			
運動施設、 遊技施設		体育館	特措法による協力要請	
		屋内・屋外水泳場		
		ボウリング場		ゴルフ練習場 (※1)、バッティング練習場 (※1)、陸上競技場 (※2)、野球場 (※2)、テニス場 (※2)、弓道場等は対象外
		スケート場		
		柔剣道場		
		スポーツクラブ		
	ホットヨガ、ヨガスタジオ			
	マージャン店	※1 屋内施設は使用停止の要請の対象とする		
	パチンコ屋	※2 屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする		
	ゲームセンター			
	テーマパーク			
	遊園地			
劇場等	劇場	特措法による協力要請		
	映画館			
	観覧場			
	プラネタリウム			
	演芸場			
集会・展示 施設	集会場			
	公会堂			

	展示場	特措法による協力要請
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	
博物館・ホテル等	博物館	○床面積の合計が1,000㎡を超える場合特措法による協力要請
	美術館	
	図書館	○床面積の合計が1,000㎡以下の場合特措法によらない協力依頼
	科学館	
	動物園	
	植物園	
	水族館	
	記念館	
	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	
商業施設	DVD/ビデオショップ	○床面積の合計が1,000㎡を超える場合特措法による協力要請
	DVD/ビデオレンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	○床面積の合計が1,000㎡以下の場合特措法によらない協力依頼
	ゴルフショップ	
	エステサロン	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	※床面積の合計が100㎡以下の施設については、基本的に要請対象としないが、適切な感染防止対策を施した上で営業をして下さい。
	脱毛サロン	
	日焼けサロン	
	写真屋	
	フォトスタジオ	※1 不特定多数の者に幅広く住宅の施工例等を示し、各種集客活動とあわせて展示場への来場を促すことで、将来の購買の意欲喚起を図るものは、「展示場」に該当します
	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	
	ペット美容室（トリミング）	
	囲碁・将棋盤店	
	金券ショップ	
	古物商（質屋を除く。）	
住宅展示場（※1）		
展望室		

おもちゃ屋、鉄道模型屋
土産物屋
美術品販売
宝石類や金銀の販売店
旅行代理店（店舗）

別表 2：県広域本部・地域振興局の担当課

名 称	担 当 課
宇城地域振興局	総務振興課
玉名地域振興局	総務振興課
鹿本地域振興局	総務振興課
県北広域本部	振興課
阿蘇地域振興局	総務振興課
上益城地域振興局	総務振興課
県南広域本部	振興課
芦北地域振興局	総務振興課
球磨地域振興局	総務振興課
天草広域本部	総務振興課

別表 3：各市町村の担当課

名 称	担 当 課
熊本市	商業金融課
八代市	商工政策課
人吉市	商工振興課
荒尾市	産業振興課
水俣市	経済観光課
玉名市	商工政策課
天草市	産業政策課
山鹿市	商工観光課
菊池市	商工観光課
宇土市	商工観光課
上天草市	産業政策課
宇城市	商工観光課
阿蘇市	まちづくり課
合志市	商工振興課
美里町	林務観光課

玉東町	産業振興課
和水町	商工観光課
南関町	まちづくり課
長洲町	まちづくり課
大津町	商業観光課
菊陽町	商工振興課
南小国町	財政企画課
小国町	情報課
産山村	企画振興課
高森町	政策推進課
南阿蘇村	産業観光課
西原村	企画商工課
御船町	商工観光課
嘉島町	企画情報課
益城町	産業振興課
甲佐町	地域振興課
山都町	山の都創造課
氷川町	商工観光課
芦北町	商工観光課
津奈木町	政策企画課
錦町	企画観光課
あさぎり町	商工観光課
多良木町	企画観光課
湯前町	企画観光課
水上村	建設課
相良村	産業振興課
五木村	ふるさと振興課
山江村	企画調整課
球磨村	企画振興課
苓北町	商工観光課